

介護老人保健施設入所利用契約書

(契約の目的)

第1条 介護老人保健施設赤塚園（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者として保証人および連帯保証人により（以下「保証人」という。）、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書（以下「同意書」という。）を当施設に提出したときから効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は、新たに契約を結ぶこととします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約、別紙1の改定が行われぬ限り、初回利用時の同意書提出をもって繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び保証人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び保証人が、本契約に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為等又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し、毎月1日から月末までのご利用料を翌月10日前後にまでに当該合計額の請求書及び明細書を提示します。利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し翌月の月末までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当施設は、利用者又は保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び保証人が指定する者に対して、領収書を交付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その際の利用者の心身の状況、やむを得なかった理由を介護記録に記載することとします。

(秘密の保持)

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び保証人から、予め同意を得た上で行なうこととします。

① 介護保険サービスの利用のための区市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前二項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(ご要望等の申出)

第10条 利用者及び保証人からの、当施設の提供する介護保険施設サービスに対してのご要望等については、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛の文書で一階に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第11条 介護保険施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は、当施設に対し、連帯してその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第12条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

重要事項説明書

(令和6年11月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人社団慈誠会 介護老人保健施設 赤塚園
- ・開設年月日 平成17年2月1日
- ・所在地 東京都板橋区赤塚新町3丁目33番27号
- ・電話番号 03-3977-1500
- ・ファックス番号 03-5968-3600
- ・管理者名 藤田 徹
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1357081334号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護、介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう、また、1日も早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、安心して退所していただけるように、療養環境の調整など退所時の支援も行います。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設赤塚園の運営方針]

1. 利用者、保証人に当施設の目的を十分に理解して頂けるように努めます。
2. 利用者の人格を尊重した処遇に努めます。
3. 利用者の残存能力の維持向上につながる処遇に努めます。
4. 職員は、施設の目的、方針を理解し自己研鑽と相互協力に努めます。
5. 地域から信頼される施設となるよう努めます。

(3) 施設の職員体制 (令和6年6月1日現在)

	常勤換算後の人員	入所・短期入所				通所リハビリテーション			
		常勤		非常勤		常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
施設長	1	1				1			
医師	1.2以上	2				2			
薬剤師	0.4以上			2					
看護職員	13以上	12以上						1以上	
介護職員	30以上	29以上				2以上			
支援相談員	2以上	2以上					1		
理学療法士等	3以上	3以上		1			1		
管理栄養士	1以上	1以上							
介護支援専門員	2以上	2以上					1		
事務職員	5	5							
調理員	6.5以上	6以上		1					
総務	3以上	3以上							

(4) 入所定員等

- ・定員 120名
- ・療養室 個室 114室 2人室 3室

(5) 通所定員 20名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂で召し上がっていただきます。）
 - 朝食 8時00分～
 - 昼食 12時00分～
 - 夕食 18時00分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理美容サービス
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

A 保険給付の自己負担額

（注：各負担額の1～3割の表示は介護保険受給資格証明書の利用者の負担割合を示します）

- ・施設サービス費（介護保険制度では、ご利用する居室の種類および要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分で、地域加算を含みます）

従来型個室

	1割	2割	3割
要介護1	781円	1,563円	2,344円
要介護2	831円	1,663円	2,495円
要介護3	902円	1,805円	2,707円
要介護4	962円	1,924円	2,887円
要介護5	1,015円	2,031円	3,047円

多床室

	1割	2割	3割
要介護1	864円	1,728円	2,593円
要介護2	918円	1,837円	2,756円
要介護3	989円	1,979円	2,969円
要介護4	1,047円	2,094円	3,142円
要介護5	1,103円	2,206円	3,309円

- ・夜勤職員配置加算：入所者20名ごとに夜勤職員1名を配置した場合に加算されます。

1割 26円 2割 52円 3割 78円

- ・短期集中リハビリテーション実施加算：理学療法士等が入所日から3月以内に集中的にリハビリテーションを実施した場合に加算されます。

(I) 1割	281円	2割	562円	3割	843円
(II) 1割	218円	2割	436円	3割	654円
- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算：軽度の認知症の方へ理学療法士等が入所日から3月以内に週に3回を限度として集中的な個別リハビリテーションを実施した場合に加算されます。

(I) 1割	261円	2割	523円	3割	784円
(II) 1割	130円	2割	261円	3割	392円
- ・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算：医師・理学療法士等が共同し、リハビリテーション実施計画書を入所者またはその家族等に説明し、入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している場合に加算されます。

(I) 1割	57円	2割	115円	3割	173円
(II) 1割	35円	2割	71円	3割	107円
- ・若年性認知症入所者受入加算：若年性認知症の方（40歳から64歳）がご利用された場合に加算されます。

1割	130円	2割	260円	3割	392円
----	------	----	------	----	------
- ・外泊時費用：外泊された場合には、1月に6日を限度として1日につき上記施設サービス費に代えて算定します。ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いとはなりません。

1割	394円	2割	789円	3割	1,183円
----	------	----	------	----	--------
- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）：在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上、地域に貢献する活動の実施、介護保険施設サービス費Iの基本型を算定する場合に加算されます。

1割	55円	2割	111円	3割	166円
----	-----	----	------	----	------

 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（II）：在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上、地域に貢献する活動の実施、リハビリテーションが週3回、介護保険施設サービス費Iの在宅強化型を算定する場合に加算されます。

1割	55円	2割	111円	3割	166円
----	-----	----	------	----	------
- ・初期加算：入所後30日間に限って加算されます。

(I) 1割	65円	2割	130円	3割	196円
(II) 1割	32円	2割	65円	3割	98円
- ・栄養マネジメント強化加算：管理栄養士により利用者ごとの栄養ケア計画を策定、定期的な見直しを実施している場合に加算されます。

1割	11円	2割	23円	3割	35円
----	-----	----	-----	----	-----
- ・療養食加算：医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合に1日3回を限度に加算されます。

1割	6円	2割	13円	3割	19円
----	----	----	-----	----	-----
- ・再入所時栄養連携加算：1回を限度に再入所時に入院機関の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を作成した場合に加算されます。

1割	218円	2割	436円	3割	654円
----	------	----	------	----	------
- ・経口移行加算：医師の指示に基づき、医師・歯科医師・管理栄養士・看護師・介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り算定します。

1割 30円 2割 61円 3割 91円

- ・経口維持加算Ⅰ：摂食障害があり、誤嚥が認められる方に多職種共同により食事観察及び会議を行い経口維持計画を作成し、栄養士が栄養管理を行った場合に月に1回算定します（原則6月限度）

1割 436円 2割 872円 3割 1308円

- ・経口維持加算Ⅱ：食事観察及び会議に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に月1回算定します。

1割 109円 2割 218円 3割 327円

- ・口腔衛生管理体制加算（Ⅰ）：歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行い、かつ口腔ケアマネジメント計画が作成されている場合算定します。

1割 98円 2割 196円 3割 294円

- ・口腔衛生管理体制加算（Ⅱ）：（Ⅰ）の他入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出している場合月1回

1割 119円 2割 238円 3割 359円

- ・緊急時施設療養費・緊急時治療管理：病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬・検査・注射・処置等を行った時に3日間を限度に算定します。

1割 564円 2割 1,129円 3割 1,693円

- ・特定治療：やむを得ない事情により施設にて行われた特定の処置や手術、麻酔等について診療報酬に準じて算定し、加算されます。

- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）：入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、変更がある場合に退所時にかかりつけ医に情報提供を行い、その内容を診療録に記録している場合に1回限度退所時に算定されます。

イ 1割 152円 2割 305円 3割 457円

ロ 1割 76円 2割 152円 3割 228円

- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）：入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出している場合に1回限度退所時に加算されます。

1割 261円 2割 523円 3割 784円

- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）：6種類以上の内服薬が処方されており、内服薬の種類を1種類以上減少させた場合に1回限度退所時に算定されます。

1割 109円 2割 218円 3割 327円

- ・所定疾患施設療養費（Ⅰ）：肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全増悪について投薬・検査・注射・処置等を行った場合連続する7日間を限度に算定します

1割 260円 2割 521円 3割 781円

- ・所定疾患施設療養費（Ⅱ）：（Ⅰ）に加え、感染症対策に関する研修を受講した医師が診断に至った根拠を子細した場合に月1回連続する10日間を限度に算定します。

1割 523円 2割 1,046円 3割 1,569円

- ・入所前後訪問指導加算（Ⅰ）：入所前30日から入所後7日以内に居宅を訪問し、早期退所に向けた施設サービス計画を策定及び診療方針の決定を行った場合に加算されます。

1割 490円 2割 981円 3割 1,471円

- ・入所前後訪問指導加算（Ⅱ）：（Ⅰ）に加えて生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに退所後の生活に係る支援計画を作成した場合に算定します。

1割 523円 2割 1,046円 3割 1,569円

- ・試行的退所時指導加算：退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、当該入所者の試行的な退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った月から3月の間に限り、入所者1人につき、1月に1回を限度として所定単位数を加算しま

1割 436円 2割 872円 3割 1,308円

- ・退所時情報提供加算：入所期間が1月を超える方が退所し、居宅で療養を継続する場合、主治医に診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合に算定します。

1割 545円 2割 1,090円 3割 1,635円

- ・入退所前連携加算（Ⅰ）：入所期間が1月を超える方について居宅介護支援事業所と連携し、退所後の居宅における居宅サービスの利用方針を定めるとともに利用上必要な調整を他機関と行った場合に加算します。

1割 654円 2割 1,308円 3割 1,962円

- 入退所前連携加算（Ⅱ）：入所期間が1月を超える方について利用上必要な調整を他関係機関と行った場合に加算します。

1割 436円 2割 872円 3割 1,308円

- ・訪問看護指示加算：退所後訪問看護が必要と認められ、訪問看護ステーションに対し指示書を交付した場合に加算します。

1割 327円 2割 654円 3割 981円

- ・協力医療機関連携加算（Ⅰ） 1割 109円 2割 218円 3割 327円

- ・ターミナルケア加算：（1）医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること（2）入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること（3）医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること等の場合に算定します。

死亡日以前31日～45日 1割 78円 2割 156円 3割 235円

死亡日以前4日～30日 1割 174円 2割 348円 3割 523円

死亡日以前2日～3日 1割 991円 2割 1,983円 3割 2,975円

死亡日 1割 2,071円 2割 4,142円 3割 6,213円

- ・褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）：入所者ごとに褥瘡の発生リスクについて3月に1回評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出。リスクがある入所者について医師等が共同して褥瘡ケア計画を作成して褥瘡管理を行い、定期的に記録し、3月に1回褥瘡ケア計画を見直している場合に算定します。

1割 3円 2割 6円 3割 9円

- 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）：（Ⅰ）の要件に加えて褥瘡の発生のない場合に算定します。

1割 14円 2割 28円 3割 42円

- ・排せつ支援加算（Ⅰ）：排せつに介護を要する入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて医師等が入所時に評価するとともに6月に1回評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出。軽減が見込まれる者について医師等が共同して原因を分析し支援計画を作成し、支援を継続して実施し、3月に1回入所者ごとに支援計画を見直している場合に算定します。

1割 10円 2割 21円 3割 32円

- 排せつ支援加算（Ⅱ）：（Ⅰ）の要件に加えて入所時と比較して排尿・排便の状態の一方が改善し、いずれにも悪化がない又はおむつ使用からなしに改善している場合に算定します。

1割 16円 2割 32円 3割 49円

- 排せつ支援加算（Ⅲ）：（Ⅰ）の要件に加えて入所時と比較して排尿・排便の状態の一方が改善し、いずれにも悪化がない、かつおむつ使用からなしに改善している場合に算定します。

1割 21円 2割 43円 3割 65円

- ・自立支援促進加算：医師が入所者ごとに自立支援に特に必要な医学的評価を行い、医師等が共同して自立支援に係る支援計画書を策定し、計画に従ったケアを実施し、3月に1回計画を見直しているとともに医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出している場合に加算されます。

1割 327円 2割 654円 3割 981円

- ・科学的介護支援推進体制加算（Ⅰ）：入所者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出している場合に算定されます。1割 43円 2割 87円 3割 130円

科学的介護支援推進体制加算(Ⅱ)：入所者ごとの心身・疾病の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出している場合に算定されます。 1割 65円 2割 130円 3割 196円

- ・安全対策体制加算：外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に入所中1回加算されます。

1割 21円 2割 43円 3割 65円

安全管理体制未実施減算：運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算されます。 1割 -5円 2割 -10円 3割 -16円

- ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)：介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上の場合に算定します。

1割 23円 2割 47円 3割 71円

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)：介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に算定します。

1割 19円 2割 39円 3割 58円

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)：介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上の場合に算定します。

1割 6円 2割 13円 3割 19円

- ・認知症チームケア加算：個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している場合に算定します。

(Ⅰ) 1割 163円 2割 327円 3割 490円

(Ⅱ) 1割 130円 2割 261円 3割 392円

- ・生産性向上推進体制加算：利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと場合に算定します。

(Ⅰ) 1割 109円 2割 218円 3割 327円

(Ⅱ) 1割 10円 2割 21円 3割 32円

- ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)：所定単位数の7.5%が加算されます。

*本料金は介護報酬改定ごとに更新を致しますが、未更新等により相違がある場合は現行の介護報酬を優先致します。

B 利用料(保険外)

① 食費／1日あたり 1,550円 がかかります。

② 居住費(療養室の利用費)／1日あたり

・ 従来型個室 1,668円

・ 多床室 900円 がかかります。

*ただし、食費および居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払いいただく利用料の上限となります。

C. その他の日常生活費および特別なサービスの利用料(保険外)

① 室料／1日あたり 1,650円(消費税込み)

特別室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、特別室ご利用の場合、外

泊時にも室料をいただくこととなります。

- ② 日用品代／1日あたり 263円 (消費税込み)
私用ハンドタオル、薬用液体歯磨き、薬用ハンドクリーム・ボディローション、BOXティッシュ、キューティクル保護剤、入れ歯洗浄剤、ペーパータオル等、施設で用意するもので、ご利用を希望される場合にお支払いいただきます。
- ③ 教養娯楽費／1日あたり 210円 (消費税込み)
書道・手工芸・園芸等の材料費であり、施設で用意するもので、ご利用を希望される場合にお支払いいただきます。
- ④ 理美容代／1回 2,500円より (消費税込み)
理美容をご希望で利用の場合には直接、業者へお支払いいただきます。
申込み・受付は当施設窓口にて代行いたします。
- ⑤ 電気代／1日あたり 54円 (消費税込み)
ご希望によりラジオ等、直接電気を利用される場合にお支払いいただきます。
- ⑥ テレビレンタル料／1日あたり 350円 (消費税込み)
ご希望によりテレビレンタルをご利用される場合にお支払いいただきます。
- ⑦ 診断書・証明書等の文書代／1通につき (消費税込み)
- | | |
|-------|--------|
| 健康診断書 | 2,200円 |
| 証明書類 | 1,100円 |
- ⑧ 洗濯代／1回あたり (消費税込み)
- | | |
|--|----------------------|
| *施設出入りの業者と直接契約する場合
業者の定める「私物洗濯価格表」の通り | *施設内のコインランドリーを使用する場合 |
| | 洗濯機 200円 |
| | 乾燥機 200円 |
- ⑨ 健康管理費 (その都度実費をいただきます。)
インフルエンザ予防接種等健康管理に関する事項につき、希望された場合にはお支払いいただきます。

D. 支払い方法

毎月1日から月末までのご利用料を翌月10日前後にご請求させていただきます。口座振替(引落日は27日、休日の場合は翌営業日)または現金・クレジットカードにてお支払いください。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

- ・名称 東武練馬中央病院
- ・住所 板橋区徳丸3丁目19番1号

・協力歯科医療機関

- ・名称 医療法人社団幸誠会 たぼ歯科医院
- ・住所 埼玉県さいたま市浦和区東仲町11-5 ガーデンビル1F

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動通報装置、補助散水栓、誘導灯
- ・防災訓練 年3回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 苦情申し立てとその処理について

利用者及び扶養者から、当施設の提供する介護保健施設サービスに対してのご要望等については、支援相談員を窓口としてその受付を行い、そのニーズに沿うよう改善に努めるものとします。
施設に対しての苦情・ご要望は、大小に関わらず、その内容に真剣に対応していきます。

受付窓口 支援相談員

また、介護老人保健施設 赤塚園 1階に意見箱を設置し、書面によるご要望、苦情などに関する事柄を受付けております。書式は問いませんので、備え付けの用紙やその他の用紙に記載の上、意見箱をご活用下さい。意見箱の管理につきましては、責任者により管理されております。

当園以外の公的機関の苦情・相談窓口

(1) 板橋区相談窓口

- ①名称 板橋区介護保険苦情相談室
所在 板橋区板橋2丁目66番1号 介護保険課内
電話番号 03-3579-2079
- ②名称 板橋区保健福祉オンブズマン
所在 板橋区板橋2丁目66番1号 板橋区役所8F
電話番号 03-3579-2890
FAX番号 03-3579-2046

(2) 東京都国民健康保険団体連合会

- ①名称 介護保険部相談指導課相談窓口
所在 千代田区飯田橋3丁目5番1号 東京区政会館11階
電話番号 03-6238-0177

8. 施設利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 8:00～20:00 (年末年始・日曜・祝日も同様) 来訪者は、サービスステーションにある面会簿に記載して下さい。
外出・外泊	必ず事前にサービスステーションに外出泊申請書を提出下さい。外出中・外泊中(外出泊許可証に記載された外出時間)に起きた事故に関しては、当園は責任を負いません。
居室設備・備品	施設内の設備や備品等は本来の用法に従って、大切にご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙	禁煙とします。
飲酒	禁止とします。
迷惑行為	騒音等他の入所者の迷惑行為はご遠慮下さい。迷惑行為により当施設が対応困難と判断した場合は、退所いただくことがあります。
所持品の管理	私物には全て名前を記載下さい。原則、ご本人管理とします。
現金等の管理	当施設ではお預かりできません。原則はご遠慮願います。売店等がありませんので、こずかい(千円)程度でご本人管理となります。
動物飼育	施設内へのペットの同行および飼育は禁止します。
お支払い方法	口座振替または現金・クレジットカードでのお支払いとなります。(銀行振り込みはありません。) 月末の1回請求となります。
飲食の持ち込み	原則、禁止します。食中毒防止や食生活の管理のためご協力下さい。

貴重品等	盗難や紛失の恐れがありますので、持ち込みはご遠慮下さい。
危険物等	刃物・火気類の危険物の持ち込みは禁止とします。

9. 事故発生時の対応

不測の事態として発生した事故に対しては、入所者様の安全確保、応急処置を行ない、速やかに所属長、医師に連絡して指示を受けます。

所属長は関係部署への連絡ならびに施設長に状況報告をします。

更に、区市町村および入所者様の家族への連絡と説明を行ないます。

10. その他施設の運営に関する重要事項

(1) 勤務体制の確保等

- ① 入所者に対し、適切な指定介護保健施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定める。
- ② 従業者の資質向上のために、研修機会を確保する。

(2) 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止

- ① 居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。
- ② 居宅介護支援事業者またはその従業者から、退所者様を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

11. 処方薬の変更について

入所者には当園医師の処方による薬剤を服薬していただきますが、入所前に処方されていた薬剤と変わる場合があります。